	東日本大震災復興関連 (平成23年度第				(文部科	学省)		
事業名	福島の再生・復興に向けた研究開発拠点の整備等 (福島原子力被災者・子ども健康基金)	担	当部局庁	研究振興局、研究開発局		作成責任者		
事業開始 · 終了(予定) 年度	平成23年度~平成32年度	Ħ	旦当課室	研究振興戦略官付、学術機関課、原子		研究振興戦略官 岡村直子 学術機関課長 澤川和宏 原子力課長 篠崎資志		
会計区分	一般会計	施策名	調整中					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	_	する計画、 通知等	_					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	福島県が主体となって、被災地の環境修復や被災地住民の健康の確保に資する事業を被災地住民のニーズに応じて弾力的・中長期的・継続的に実施することで、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生を目指す。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	福島県が主体となって以下の事業を行うための補助を実施。 ①福島県における健康維持・増進に資するための体制の整備等 福島県内に放射性薬剤を用いた最先端疾患診断の研究開発拠点を整備する。また、放射性物質の生態系を通じた人々への影響を解明するとともに、その低減策を提示することで、住民等の不安解消に資する。 ②福島県環境創造センター(仮称)の整備等環境回復・創造技術の調査・研究、除染や放射線に関する情報発信等の役割を併せ持った拠点施設を福島県内に整備する。 ③低線量域における被ばく線量モニターの開発県民健康管理調査の迅速化と検査の精度向上を目的として、調査を担当する福島県立医科大学とそれをバックアップする広島大学を中心とするネットワークの下でモニターの開発を進める。 (補助率:定額)							
実施方法		実施 □業務委託等 ■補助 □貸付 □その他						
23年度予算額	当初第1次補正	第2	次補正	第 次補正	計			
成果目標(アウトカム)	- - -		_	22, 276		22, 276		
	成果指標 単位 23年度 (年度) 県が主体となり、裁量をもって実施する事業であるか	(ア ※上段	舌動指標 ウトプット) :()書きは予算措 R積に係る見込み	活動指標県が主体となり、裁量をもって実		 る事業である	活動見込 るから、国と	
単位当たりコスト	ら、国として活動指標を提示することは適当ではない。 -		車出根拠	して活動指標を提示することは近 県が主体となり、裁量をもって実 して単位当たりコストを提示する	施する	る事業である		
コスト して単位当たりコストを提示することは適当ではない。 事業所管部局による点検								
項 目 内 容								
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」の 6 原子力災害からの復興において、「ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する、世界最先端の医薬品・医療機器の研究開発を実施するととも未先端的な医療機関を整備する」「放射性物質による大気・水・土壌・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する」こととされていることから、その考え方と整合性がとられていると判断される。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				福島県から強く要望のあった事業であり、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生に資する事業であるから、優先度が高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				被災者の健康の確保や福島県の復旧・復興に資する中長期的な事業に つき、福島県原子力被災者・子ども健康基金で実施するものであり、福 島県が主体となって柔軟に実施することは、効果的である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			健康基金で	區島県から強く要望のあった事業につき、福島県原子力被災者・子ども 建康基金で中長期的に実施することで、被災地のニーズに応じた柔軟な 事業執行を可能とするものであり、効率的に運用できる。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				福島県から強く要望のあった事業につき、県が主体となって事業を実施し、文部科学省は専門的知見に基づく助言を行う。また、要望に応じて、日本原子力研究開発機構や放射線医学総合研究所等が現地において一部事業を実施する。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				福島県が被災地のニーズに応じた柔軟な事業執行を行い、文部科学省は専門的知見に基づく助言を行うことで、地方自治体と政府の両方の観点から、他の事業との整合性を検証しつつ事業を実施できる。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				いて事業の実施体制が整い次第	、迅速	を着手・執	に行が可	